

京都市建設局所管の公園等の指定管理者募集における主な変更点

1 指定期間の変更

次期指定期間から、指定期間を4年から5年へ変更する。

2 指定管理制度における賃金・物価スライド制度の導入

指定管理施設の安定的運営を確保し、市民サービスの持続性を担保するため、賃金・物価変動による管理運営コストの変動について、本市と事業者が適切にリスクを分担し、指定管理料に反映する仕組みを導入する。

詳細は、京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針別冊 賃金・物価スライド制度マニュアル (<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000351231.html>) を参照すること。

3 イベント利用に係る占有許可・行為許可権限の委任

公園での催しに際し、仮設工作物を設置する場合又は公園の全部又は一部を独占する場合には許可が必要となる場所（以下、前者に係るものを「占有許可」、後者に係るものを「行為許可」という。）、梅小路公園及び宝が池公園子どもの楽園において、次期指定期間から、占有許可及び行為許可の権限を新たに指定管理者に委任する。

4 イベント利用に係る使用料の利用料金化

梅小路公園及び宝が池公園子どもの楽園において、新たに権限を委任する占有許可及び行為許可に伴う公園の利用に係る料金については、現指定期間においては使用料として本市の歳入となっているが、次期指定期間においては、利用料金とし、指定管理者の収入とする。

5 イベント利用に係る利用料金還元金

梅小路公園及び宝が池公園子どもの楽園並びに東本願寺前市民緑地においては、管理業務等と利益の適正なバランスを図るため、年度ごとに、イベント利用に係る利用料金収入の一部を本市へ納付すること。

6 利用料金の上限額の見直し

近年の物価上昇に鑑み、梅小路公園のステージ、緑の館の各施設、庭園及び遊戯用電車の利用に係る料金及び東本願寺前市民緑地の電源利用に係る料金の上限額を改定する。